

### 軽自動車税の税額が変わります

地方税法の改正により、平成27年度から軽自動車税の税額を変更します。

- <軽四輪自動車など> ○平成27年3月31日までに新規に新車登録をされた車の税額・・・表①
- 平成27年4月1日以降に新規に新車登録された車の税額・・・表②
- 新車登録から13年を経過した車を所有している場合・・・表③
- ※平成28年度から、経年重課の税額が適用されます。

| 車種区分 | 税額(年額)               |                     |                        |         |
|------|----------------------|---------------------|------------------------|---------|
|      | ①平成27年3月31日までに登録された車 | ②平成27年4月1日以降に登録される車 | ③登録後13年経過した車(平成28年度から) |         |
| 四輪乗用 | 自家用                  | 7,200円              | 10,800円                | 12,900円 |
|      | 営業用                  | 5,500円              | 6,900円                 | 8,200円  |
| 四輪貨物 | 自家用                  | 4,000円              | 5,000円                 | 6,000円  |
|      | 営業用                  | 3,000円              | 3,800円                 | 4,500円  |
| 三輪   |                      | 3,100円              | 3,900円                 | 4,600円  |

<二輪車など> 平成27年度から新税額が適用されます。

| 車種区分               | 税額(年額)         |          |        |
|--------------------|----------------|----------|--------|
|                    | 平成26年度まで       | 平成27年度から |        |
| 原動機付自転車            | 50cc以下         | 1,000円   | 2,000円 |
|                    | 50cc超90cc以下    | 1,200円   | 2,000円 |
|                    | 90cc超125cc以下   | 1,600円   | 2,400円 |
|                    | ミニカー           | 2,500円   | 3,700円 |
| 軽二輪(125cc超250cc以下) | 2,400円         | 3,600円   |        |
| 小型二輪(250cc超)       | 4,000円         | 6,000円   |        |
| 小型特殊自動車            | 農耕作業用          | 1,600円   | 2,400円 |
|                    | その他(フォークリフトなど) | 4,700円   | 5,900円 |
| 雪上車                | 2,400円         | 3,600円   |        |

【問い合わせ先】住民課 税務室 ☎68-3114

### 平成26年分年末調整説明会開催

源泉徴収義務者の方を対象とした「平成26年分年末調整説明会」が開催されます。

と き 11月26日(水)  
 10:00~12:00(米子市の方)  
 13:30~15:30(米子市以外の方)

ところ 米子市文化ホール メインホール  
 (米子市末広町293番地)

※混雑が予想されますので、できるだけ車でのご来場はご遠慮ください。

※該当の開催時間にご都合がつかない場合には、ご都合の良い時間にご出席ください。

【問い合わせ先】米子税務署 法人課税部門 ☎32-4121

### 鳥取県の最低賃金が改正されました

|                |            |
|----------------|------------|
| 鳥取県最低賃金額       | 発効年月日      |
| <b>677円/時間</b> | 平成26年10月8日 |

最低賃金額の算定に、次の賃金は含まれません。

- ①精皆勤手当、通勤手当、家族手当
- ②臨時に支払われる賃金
- ③1月を超える期間ごとに支払われる賃金
- ④時間外労働、休日労働及び深夜労働の割増賃金

鳥取県の最低賃金は、年齢に関係なく、パートや学生アルバイトなどを含め、県内の事業所で働くすべての労働者に適用されます(電子部品製造業と各種商品小売業については、鳥取県最低賃金とは別に産業別最低賃金が決められています)。

【問い合わせ先】鳥取労働局労働基準部賃金室 ☎0857-29-1705

### 11月は児童虐待防止推進月間です!

保護者や同居人による「子どもへの虐待」が深刻な問題になっています。虐待による痛ましい被害や死亡事例をなくし、子どもの人権を守っていくためには、できるだけ早く虐待に気づき、対応につなげていく必要があります。

虐待は特別な家庭の問題ではありません。どの家庭でも起こりうる問題として、社会全体で虐待から子どもを守っていきましょう。虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合や、近隣の家庭の様子がおかしいと思ったときは、児童相談所または役場福祉課に相談・通告をお願いします。

#### ●「虐待かも・・・?」と思ったら、相談・通告する義務があります。

匿名の通告でもきちんと受理されます。通告時に対象となる子どもの住所や名前、虐待の内容などわかっている範囲での情報提供に応じる必要がありますが、調査の結果、虐待でなかったとしても通告者に責任はありません。また、通告を受けた児童相談所は虐待と決めつけず、慎重に調査をしますし、通告者を虐待者に知らせることはありません。

手遅れになる前にためらわずに相談・通告することが大切です。

【問い合わせ・通告先】福祉課 福祉支援室

●月曜日～金曜日 8:30～17:15 ☎68-5534

●夜間・休日 宿直 ☎68-3111

米子児童相談所 〒683-0052 米子市博労町4丁目50 ☎33-1471

### 2015年版 鳥取県民手帳 発売中

手帳の色 赤、黒、梨、ラクダ、ピンク

販売価格 700円/冊(税込)

販売場所 企画課・分庁総合窓口課  
 二部公民館・日光公民館



※書店やコンビニエンスストアなどでも販売しています。

【問い合わせ先】企画課 町づくり推進室 ☎68-3113

### 第10回 伯耆町民音楽祭 出演団体募集

町内のアマチュア音楽団体によるコンサート、「第10回伯耆町民音楽祭」の出演団体を募集します。お気軽にご応募ください。

と き 12月14日(日)

ところ 鬼の館

応募期限 11月12日(水)

【問い合わせ・申込み先】教育委員会事務局 生涯学習室 ☎62-0712

### 11月11日～17日は「税を考える週間」

テーマ「税の役割と税務署の仕事」

国税庁ホームページでは様々な情報を提供しています。

国税庁ホームページのインターネット番組「Web-TAX-TV」で、国税庁の取組を紹介する番組を配信しています。ぜひご覧ください。

Web-TAX-TV 「暮らしを支える税を学ぼう」

詳しくは **国税庁** で **検索**

【問い合わせ先】米子税務署 総務課 ☎32-4121

### ●児童虐待はつぎの4つに分類されます

- ①身体的虐待
  - ・殴る、蹴る、たばこの火を押し付ける、戸外に締め出す など
  - ※生命に危険が及ぶおそれもあります
- ②性的虐待
  - ・子どもへの性交、性的暴行
  - ・ポルノ写真などの被写体に強要するなど
- ③ネグレクト
  - ・適切な食事を与えない
  - ・極端に不潔な環境の中で生活させる
  - ・重大な病気やけがをしても、病院に連れて行かない など
  - ※保護者としての監護を著しく怠っていること
- ④心理的虐待
  - ・ことばでこわがらせる、脅迫する
  - ・他のきょうだいと著しく差別的な扱いをする
  - ・子どもの面前で配偶者などに暴力をふるう など